神奈川県保健医療計画推進会議 糖尿病医療連携検討部会設置要綱

(設置)

第1条 糖尿病に係る医療連携体制の在り方について検討することを目的として、神奈川 県保健医療計画推進会議設置要綱第6条に基づき、糖尿病医療連携検討部会(以下 「検討部会」という)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討部会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 糖尿病に係る医療連携体制の在り方に関すること。
 - (2) その他、糖尿病に係る医療連携体制の在り方を検討するに際し必要な事項に関すること。

(委員)

- 第3条 検討部会は、委員7人以内で構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者の中から、選定する。
 - (1) 県医師会等の医療関係団体
 - (2) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師など現に診療に従事する者
 - (3) 介護保険法に規定するサービス事業者
 - (4) 医療保険者
 - (5) 医療・介護サービスを受ける患者・住民
 - (6) 保健・医療・福祉サービスを担う県・市町村
 - (7) 学識経験者
 - (8) 上記(1)から(7)までの他、糖尿病に係る医療連携体制に重要な役割を担う者
- 3 委員の任期は平成30年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(会長)

- 第4条 検討部会に部会長を置く。
- 2 部会長は、委員の互選により定める。
- 3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 部会長に事故あるときは、部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 検討部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 2 部会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討部会の庶務は、神奈川県保健福祉局保健医療部医療課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に必要な事項は部会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29月6月15日から施行する。